

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 令和7年1月29日（水）15時10分～15時42分
- 2 場所 永田町合同庁舎1階 第2共用会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
委員	澁谷 遊野	東京大学大学院情報学環准教授
委員	堀 天子	森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業パートナー弁護士
委員	安田 洋祐	大阪大学大学院経済学研究科教授

<諮問会議議員>

議員	大槻 奈那	名古屋商科大学大学院マネジメント研究科教授 ピクテ・ジャパン株式会社シニアフェロー
----	-------	--

<自治体等>

田中 健	東京都	スタートアップ・国際金融都市戦略室 特区・規制改革担当部長
林 さやか	東京都	スタートアップ・国際金融都市戦略室 戦略推進部戦略事業推進課 特区・規制改革担当課長
宮本 安芸子	渋谷区	産業観光文化部 部長
田坂 克郎	渋谷区	産業観光文化部グローバル拠点都市推進課 スタートアップ・エコシステムアドバイザー
鈴木 彰	大阪府	政策企画部成長戦略局 国際金融都市担当課長
新井 美穂子	大阪市	経済戦略局立地交流推進部 国際金融企画担当 課長
樽井 功英	北海道	G X特区推進担当課長
納 真悟	札幌市	まちづくり政策局グリーントランスフォーメーション推進室 特区・事業担当部長
七田 恒	札幌市	まちづくり政策局グリーントランスフォーメーション推進室 調整担当課長
久保田 研介	札幌市	まちづくり政策局グリーントランスフォーメーション推進室 特区担当課長

<関係省庁>

原 太祐	出入国在留管理庁	政策課	調整官
新井 靖久	出入国在留管理庁	政策課	補佐官
長谷川 寛晃	経済産業省	イノベーション・環境局	イノベーション創出新事業推進課 課長補佐
高柳 圭佑	経済産業省	イノベーション・環境局	イノベーション創出新事業推進課 係長
張 恭輔	金融庁	総合政策局総合政策課	課長補佐
神谷 慎子	金融庁	総合政策局リスク分析総括課	課長補佐

<事務局>

河村 直樹	内閣府	地方創生推進事務局	次長
安楽岡 武	内閣府	地方創生推進事務局	審議官
水野 正人	内閣府	地方創生推進事務局	参事官
松平 健輔	内閣府	地方創生推進事務局	参事官

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事 スタートアップの成長を加速させる外国人投資家向けビザの創設
- 3 閉会

○水野参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始させていただきます。

本日の議題ですが、「スタートアップの成長を加速させる外国人投資家向けビザの創設」ということで、東京都様、渋谷区様、北海道様、札幌市様、大阪府様、大阪市様、それから、出入国在留管理庁様、経済産業省様、金融庁様に、オンラインにて、御出席いただいております。

本日の資料ですが、出入国在留管理庁様からのものと東京都様・渋谷区様連名のものを御提出いただいておりますが、これらは全て公開予定にしております。また、本日の議事につきましても、公開予定でございます。

本日の進め方ですが、まず、資料の説明を出入国在留管理庁様から8分程度、その後、東京都様と渋谷区様から合わせて5分程度で行っていただきます。続いて、ほかの自治体からも御発言をいただき、最後に委員の方々による質疑に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは、これから国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めたいと思います。

本日は、関係者の皆様、お忙しい中、御参加いただきまして、ありがとうございます。

「スタートアップの成長を加速させる外国人投資家向けビザの創設」につきましては、令和6年2月29日に開催した特区ワーキンググループヒアリングにおきまして、要件等について関係者で調整を進めてほしい旨をお願いしたところでございます。

本日は、在留資格の要件に関しまして、現時点の検討内容等につきまして出入国在留管理庁様からお示しいただいた後、提案自治体である東京都・渋谷区から要件の確認方法等について検討状況をお示しいただきたいと考えております。

それでは、早速でございますけれども、出入国在留管理庁様から御説明をお願いいたします。

○原調整官 出入国在留管理庁政策課調整官の原と申します。本日はよろしく申し上げます。

それでは、早速ですけれども、資料に沿って御説明させていただきたいと思います。

今、共有もされておりますが、入管庁のクレジットが右上に入っております「エンジェル投資家受入れ制度について」という資料に基づいて、御説明させていただきます。

早速、1枚おめくりください。ページ番号としては、2になります。まず、エンジェル投資家の方々を受け入れるに当たって、当庁といたしましてもどういった在留資格を付与するかという観点について検討を進めてまいりました。これまでのワーキンググループで御説明したとおり、日本で継続的に投資活動というものを行われる方々につきましては、既存では、在留資格の「経営・管理」等といった資格が該当し得るものとして存在しております。一方で、提案自治体からの要望等を踏まえて、エンジェル投資家と言われる方々については、国家戦略特区の枠組みにおきまして、在留資格としては「特定活動」で受け入れる方向で検討しております。

資料を1枚おめくりください。ページ番号3でございます。エンジェル投資家向け在留資格として「特定活動」で受け入れるための措置の方法について、御説明させていただきたいと思います。外国人の方が日本に上陸する際には、入国審査官による審査というものが行われるのですけれども、上陸許可に際しまして、「特定活動」の在留資格というものを決定する場合は、当該外国人から、主に日本でどういった活動を行いますという申告、申出をいただきまして、その申出のあった活動の内容というものは、法務大臣があらかじめ告示をもって定める活動に限るという法律上の規定がございます。そのため、上陸許可時に在留資格「特定活動」を付与するためには、エンジェル投資家向けの活動をあらかじめ告示をもって定める必要があるという仕組みにはなっております。そこでどうするかという点については3ページの説明になります。そのため、国家戦略特区で受け入れている、過去に受入れがもう始まっております国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業という既存の事業があるのでございますが、そちらにおきましては、国家戦略特別区域法で、入管法の特例として、家事支援の活動を入管法のそういった告示として定めなければならないものとみなすという規定がございます。そのように規定していただくことで、入管法上の

「特定活動」としてあらかじめ掲げる活動に、いわゆる特定活動告示に活動を掲げることなく、在留資格の「特定活動」を付与することが可能になります。これらを踏まえて、国家戦略特別区域法においてエンジェル投資家関係の在留資格に係る規定を新設するという方向で、今のところ内閣府において御検討いただいていると聞いております。

それでは、具体的な中身を御説明させていただきたいと思います。

1 ページおめくりいただいて、ページ番号4のところを御覧ください。こちらの上段の青い背景のところは、規制改革実施計画の中身でございますので、こちらは割愛させていただきまして、中段以降のオレンジ、黄色の背景を御覧ください。「エンジェル投資家向け在留資格の現時点の案」という部分でございます。付与する在留資格につきましては、先ほど申し上げたとおり、「特定活動」を予定しております。そして、在留期間につきましては、御要望に基づいて通算5年間を予定しているところでございます。具体的な要件といたしましては、外国人投資家の方、本人の要件として、まずは18歳以上であって、かつ、一定の国籍を持っている方とか、素行が善良であること、これらは頻繁に他の在留資格でも同じような要件が定められているのですけれども、エンジェル投資家独特なものとして一定額の投資の実績及び事業の経営又は管理について一定の実務経験を有していること、一定の資産額を有していること、そして、国内企業へ投資を行う場合には国内の金融機関の口座を用いること、これらをご本人の要件として検討しているところでございます。次に、投資先の要件としては、新たに事業を始めるまたは設立後10年以内ぐらいの未登録・未上場スタートアップ企業であって、かつ、適切な投資先である企業の株式を一定額取得または取得見込みであること、国内のスタートアップのエコシステム形成・発展に寄与する活動が見込まれることなどを、現在のところ、想定しております。なお、一定額ということで申し上げておりますが、要件になる資格等の詳細につきましては、エンジェル投資家の方が具体的にどういった活動をされるかとか、提案自治体からのニーズなどを踏まえて、今後、詳細の検討をしてまいりたいと思います。

入管庁からは、以上でございます。

○中川座長　ありがとうございます。

それでは、続きまして、東京都・渋谷区様から御説明をお願いいたします。

○田中特区・規制改革担当部長　東京都でございます。国家戦略特区を担当しております田中と申します。

続きまして、特区自治体が行うビザ取得を希望される投資家の要件確認方法についてでございます。先ほど出入国在留管理庁から御説明いただいたとおり、対象となる投資家に求める要件はいくつかございますが、ポイントとなる部分として、大きく投資実績とシステム形成・発展に関する要件につきまして、その確認方法を御説明させていただきます。

まず、投資実績について、渋谷区から説明させていただきます。

○田坂スタートアップ・エコシステムアドバイザー　ありがとうございます。実績について、渋谷区から説明させていただきます。渋谷区スタートアップ・エコシステムアドバイ

ザーの田坂と申します。

まず、資料上段部分になりますが、現行の要件案では一定額の投資実績及び事業の経営・管理についての実務経験を投資家に求めています。この点については、事前の書類審査、それから、対象者との面談、最終審査の3段階で確認する事業スキームを検討しております。書類審査では、各種の証明書類から要件を満たしているかどうかを確認しようと思っております。面談においては、特区自治体への職員、また、委託事業者により、日本での投資活動を行う動機、マーケットリサーチ状況、計画などを聞き取ります。最終審査では、職員のほか、投資家が予定している投資先分野に知見のあるような学識経験者、ベンチャーキャピタルアクセラレーター、国内外の投資家などの外部有識者を交えた上で、事前に定めたスコアリング基準等に沿った評価と事前の面談結果なども踏まえた上で要件を満たしていることを確認する予定です。

以上となります。

○田中特区・規制改革担当部長 続きまして、資料の下段になりますが、エコシステム形成・発展に関しまして、東京都より説明いたします。

要件案で定める特区内のスタートアップ・エコシステムの形成・発展に寄与する活動が見込まれること、これを確認するため、投資に関する活動計画とエコシステムに寄与する活動計画の二つを投資家に求めています。投資に関する活動計画では、動機、将来展望や投資予定を、エコシステムに寄与する活動計画では、スタートアップ企業に対してどのような支援・助言を行うのか、どのようにソーシングをしていくのか、あるいは、エコシステム形成にどのような寄与を行うことができるのかを確認いたします。これらの点につきましては、入国以降の定期面談を通して、活動実態や計画に沿った活動をしているのかを確認するとともに、特区自治体が主催するスタートアップ関連プロジェクトへの参画を呼びかけるなどして、実効性を確保していきたいと考えております。

なお、前回のワーキンググループ以降、これまで、内閣府、出入国在留管理庁と要件の整理を行ってまいりましたが、直近の打合せの中で、要件具体化に必要な投資家の活動実態をより細かく把握する必要があるのではとの御意見がございました。そのため、特区自治体としまして、これらの実態把握のためのアンケート調査を実施する予定でございます。

以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、出入国在留管理庁及び東京都・渋谷区から示された要件案及び確認方法等に対しまして、他の提案自治体から御発言をお願いします。

まずは、札幌市様からお願いいたします。

○納特区・事業担当部長 札幌市特区・事業担当部長の納と申します。

入管庁様におかれましては、エンジェル投資家向け在留資格の創設に向けて、具体的な検討を進めてくださり、どうもありがとうございます。北海道・札幌市が推進しますGX金融資産運用特区の取組におきましては、北海道内のGXスタートアップの創出・育成を進め

ておりまして、エンジェル投資家向け在留資格制度は、我々の取組を加速させるものと認識しております。

今回入管庁様から示された制度に関してですが、投資額や資産額の要件など、具体的な基準につきまして、特区自治体の声も参考にしながら整理するということでありますので、引き続き実務レベルで情報共有や意見交換をお願いしたいと思います。また、東京都・渋谷区様の要件確認の方法に関してですが、自治体で実施すべき事項を整理いただきておりまして、是非とも参考にさせていただきたいと思っております。現在、札幌市におきましても、関係部署と協議を進めているところであります。その中でも、入国希望者の投資や経営の実績・経験を、どのような基準で、どのような資料を用いて判断すべきかを決めるに当たりましては、より一層の情報収集をする必要があると認識しております。

また、定期面談、モニタリングを行う有識者の選定も非常に重要だと考えております。そういう意味で、東京都様が国と共同で投資家の活動実態のアンケート調査を行うということは非常にありがたく思っております。札幌市としましては、その調査結果を参考にさせていただきながら、スタートアップ支援機関などとも連携しながら、投資家の実態に即した確認方法を検討してまいりたいと考えております。

札幌市からは、以上であります。

○中川座長 ありがとうございます。

続きまして、大阪府様からお願いいたします。

○鈴木国際金融都市担当課長 大阪府でございます。

私、大阪府政策企画部成長戦略局国際金融都市担当課長の鈴木でございます。

出入国在留管理庁様、そして内閣府様におかれましては、スタートアップで投資する外国人投資家向け在留資格の創生について、エンジェル投資家受入れ制度の検討をいただきており、ありがとうございます。

昨年6月、金融資産運用特区実現パッケージが公表された際、我々の吉村知事からは、世界に伍する国際金融都市の実現に向けた第一歩ということで謝意を述べるとともに、海外の投資家等到大阪を進出先として選んでもらえるよう、大阪の個性を発揮する規制緩和をお願いさせていただいたところでございます。

今般のエンジェル投資家受入れ制度に係る要件の検討に当たりましても、各都市の個性の発揮につながるよう、必要最小限の内容とすることを基本といたしまして、できる限り特区自治体の判断を可能とする、柔軟かつ使い勝手のよい制度となるようお願いしたいと思います。大阪府・市との意見交換もさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○中川座長 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から、御質問、御意見をお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

安田委員、お願いします。

○安田委員 皆さん、どうもありがとうございました。大阪大学の安田です。

質問としては、東京都の資料から特区自治体で行う要件確認方法のところで、エコシステム形成・発展、具体的にはAとBの二つでもってということなのですが、ここでの活動内容が少し現時点ではざっくりしているイメージなのですが、具体的にどのような活動を想定されているかというのは、今の時点でお考えがあれば、お話しいただいてもよろしいでしょうか。

○中川座長 それでは、東京都様、お願いいたします。

○田中特区・規制改革担当部長 ありがとうございます。

Aについては、基本的にこちらに書いてあるようなものを想定しておりますが、Bとしましては、色々な方法があるかと存じます。例えば、スタートアップに対する個別のメンタリングとか、スタートアップ成長支援プログラムに参画していただくとか、あとは、東京都もスタートアップ支援はかなり力を入れておりますので、そういった自治体等が実施するイベントへの登壇なども行っていただければと考えております。

以上でございます。

○安田委員 ありがとうございます。

関連する質問なのですが、具体的に、このAとBはどれぐらいの期間で面談を行ったり、場合によっては書類提出でそれを審査する際に時間をかけるのかという、何か期間的な目安であったり、あとは、これ外国人投資家の方なので、面談される際に言語は日本語に限らないのですかね。例えば、英語のケースが多いと思うのですが、そういった外国語対応とかも検討されているのか、本論から若干外れるかもしれませんが、お考えがあればお聞かせいただけるとありがたいです。

○田中特区・規制改革担当部長 ありがとうございます。

認定やモニタリングに当たっては、今のところ、自治体だけではなかなかノウハウが不足している部分もあるかと思っております、委員会と言いますか、外部の知見をお持ちの方々などにも参加していただきながら、期間についてお尋ねがございましたけれども、大体今のところは年1回ぐらいを想定してございます。

それから、英語対応ですが、今、ここもできる限り英語環境を整えていこうということでやっておりますので、今後の検討になりますけれども、できる限りの対応をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○安田委員 どうもありがとうございます。

ビザの要件緩和でエンジェル投資家の方に海外からたくさんお越しいただけるといいなと思うのですが、その際に、ビザは取れても、その準備にかかる時間が長くなると、なかなか来ていただけないということもあるかと思うので、このあたり、できるだけスピーディーな対応を検討いただけるとありがたいなと感じました。

どうもありがとうございます。

○中川座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

前回のヒアリングのときに、このエンジェル投資家の要件として、居住要件というか、特区自治体における住民登録を求めているように記憶しているのですが、今回は、これは外していると考えてよろしいのでしょうか。それとも、何らかの形でその特区自治体に住んでいただくということを出発点に検討しているということなののでしょうか。出入国在留管理庁様に、まず、お伺いできればと思うのですが。

○原調整官 入管庁でございます。

先ほどの御質問でございますけれども、もちろん要望元からの御要望の強さの程度にもよるかと思うのですが、特区で行う以上は特区内に何かしらのつながりがないといけないというのは当然のことかもしれません。ただ、居住地を制限するというのは移動の自由の制限になりますので、基本的には適法に在留する外国人の方々に行くことは困難だと思います。居住地については、そういう前提で御相談に乗っていきたいなと思っております。

○中川座長 居住地を縛るのではなくて何らかの形で特区との関連付けをすることは必要だから、それは何らかの形のものを今考えていらっしゃるということで、よろしいでしょうか。

○原調整官 そのとおりでございます。御要望次第かなと考えております。

○中川座長 分かりました。

それから、入管庁様で、これから考えるんだということだと思うのですが、札幌市様などから一定の実務経験や企業の株式の一定額取得といったものについて自治体の実情も踏まえてほしいというお話があったのですが、今のところ、何か規模感みたいなものがあるのであれば教えていただきたいと思いますし、なければ今検討しているということでも結構ですが、いかがでしょうか。

○原調整官 まさに今、検討中でございますして、それを把握するための実態調査、アンケート調査なども自治体でやられると伺っておりますので、今後の御相談になるのかなというように認識しております。

○中川座長 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

堀委員、お願いいたします。

○堀委員 御説明ありがとうございます。

今回、投資家という観点からビザについて御検討いただけるということで、これが進めば、前向きに呼び込むようなきっかけになっていくのではないかと思いますし、国内での投資も盛んになっていくといいのかなと思っております。

一方で、金融庁様への質問となりますけれども、海外の投資家ビザでは、マネーロンダ

リングやこれを悪用したような形での入国も発生しているようでございます。今回のビザの創設に伴い、金融庁様の観点で、どのような点がリスクとして考えられているのか、このようなリスクに対してどのように対応していくことがよいと考えておられるのか、そのあたりのお考えをお聞かせいただければと思いました。

○中川座長 金融庁様、お願いできますでしょうか。

○神谷課長補佐 金融庁です。御質問どうもありがとうございます。

まず、この在留資格の創設いかににかかわらず、金融機関は、送金時、特に海外からの多額の送金といった場合には、送金目的やその証跡の確認を丁寧に行っておりまして、マネロンや犯罪に利用されるものでないか確認を行っております。この在留資格が創設されたことによって、金融機関におけるこうした対策が緩まるものではないと考えています。くわえて、入口の在留資格の審査の段階でそういった怪しい目的での入国でないことや、素行が善良あるいは一定の実務経験という形で要件を縛っていらっしゃると思いますので、そういった観点で審査いただくと理解しております。

○堀委員 ありがとうございます。

例えば、適切な方なのかどうか、投資家自身についても、その投資家が投資先に対して投資をしていくということであるとすると、投資先についても適切かどうかということを考えていくということになります。例えば、どちらもが反社でないことの確認も必要なのかなと思っておりますけれども、自治体様で何か考えられていることがあるのか、ないのか、あるいは、金融庁様と連携してということになるのかかもしれませんが、何かできるのか、そのあたりのお考えはいかがでしょうか。

○中川座長 東京都様、あるいは、ほかの自治体様、いかがでしょうか。

○田中特区・規制改革担当部長 東京都でございます。

特区自治体としては、投資先の企業に直接確認するというよりは投資家に対して報告を求めていく中で確認していくのが現実的ではないかなとは考えておりますが、ここは関連する省庁の皆様の御意見、御助言もいただきながら、検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○中川座長 他の特区自治体様で、何か付け加えるところはありますか。

堀委員、よろしいでしょうか。

どうぞ。

○納特区・事業担当部長 札幌市は特にございません。

○中川座長 堀委員、よろしいでしょうか。

○堀委員 制度の趣旨としてはよろしいのかなと思うのですが、一旦入った以上、これが隠れみものになってしまうとか、マネロンの事態につながってしまうことはいかななものかと思いました。投資家という個人に対するビザを出すということでありまして、投資家と投資先についても、何らかの適切性というのを継続的に確認していく仕組みが必要なのではないかと思いました。省庁間でエアポケットになってしまっていないかどうか、

ファンドのような形で金融庁にお届けするとか、登録されるということだとすると、ある程度、金融庁様の監督も期待しやすいのかもしれませんが、今回は、多分そうではない、人に対するビザということになりますので、誰も見ていなかったけれどもということがないように、善後策も含めて、御検討いただければと思います。

以上です。

○中川座長　ありがとうございます。

大槻議員、お願いいたします。

○大槻議員　ありがとうございます。

2点ほど教えていただきたいのですが、もしかしてもう既に出ていたら大変申し訳ないのですが、入管庁さんに主にお伺いしたいと思います。まず、大前提として、是非なるべく先ほどお話もあったような形で柔軟な体制づくりで色々な形で日本のスタートアップに資金が回るような形でお考えいただければということだと思うのですが、少し細目で、これから決定ということになるかもしれないとは思五つ、一旦入国して、投資先が見つからなかった場合、あるいは、5年の期限と資料で拝見しましたけれども、5年たってエグジットが見つからなかった場合について、エクステンション等はどのように考えられるのでしょうかというのが、一つです。

それともう一つは、投資の方法として、株式となっていますけれども、それ以外の手法というのはこの範囲には含められないのでしょうか。具体的には、多分、今後だとトークン等も考えると思うのですが、その範囲についても教えていただければと思います。

以上です。

○中川座長　それでは、入管庁様、お願いします。

○原調整官　入管庁でございます。

御質問ありがとうございます。

まず、1点目につきまして、通算5年の延長というところなのですが、議員も最初におっしゃられましたけれども、正直、投資先が見つかるかどうかというところは、もしかしたらそうではないこともあるような活動内容なのかもしれないので、エンジェル投資家というものがどういった活動内容であるかということを提案自治体の方からお聞きしながら、最初は通算5年でやってみて、その上でニーズが出てきたらという話になるのかなとは考えております。

また、2点目でございますが、こちらはまさに入管庁にも知見がないところでございまして、株式による投資というところを御提案いただいておりますので、その他の投資方法というものがあるのかどうかということも、我々どもとしては、是非特区自治体からも含めて、御知見をいただきたいなとは考えております。

以上でございます。

○大槻議員　ありがとうございます。

東京都さん、いかがですか。株式に限定される御予定なのでしょうか。

○中川座長 東京都様、お願いします。

○田中特区・規制改革担当部長 株式に限定するかどうかを含めて、まだ要検討かなと思っています。

○大槻議員 ありがとうございます。

○中川座長 ほかに御発言される方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議論を踏まえて、今後、東京都・渋谷区においてエンジェル投資家等を対象としたアンケート調査等を実施いたしまして、投資家の活動実態をより詳細に把握した上で、具体的な要件を詰めていくものと受け止めました。自治体の確認作業が過度な負担とならないことや自治体のニーズに合った要件となっているかなど、提案自治体の意見を踏まえる一方で、制度が悪用されないようにすることにも留意して、バランスある要件とするよう、引き続き調整を進めていただきたいと考えます。

また、入管庁様の説明にありましたように、国家戦略特区法の改正による措置ですので、一定の時間を要すると思われます。それまでの間におきましても、既存の在留資格で入国しようとする海外投資家がより入国しやすくなるような運用面の改善など、我が国への投資を呼び込むための対応を幅広く検討いただきたいと存じます。

発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃいませんでしたら、これをもちまして国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。